

商工会だより

Vol.72 令和4年11月発行

商工会本所 TEL:2-1157・FAX:2-5984

都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001

会員数：573名（令和4年9月27日現在）

最低賃金が改正されました

島根県最低賃金

令和4年10月5日～

33円UP!

時間額：857円

新型コロナウイルス
感染症に関する

経営相談窓口

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



隠岐の島町商工会ロゴマーク

《事業再構築補助金について》～思い切った事業再構築を支援～ 公募期間：R4/10/3～R5/1/13

【対象事業】「新分野展開」「業態転換」「事業・業種転換」等により事業再構築への取り組み

売上減少要件	2020年4月以降の連続する6か月間の内、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較し10%以上減少 ※売上高に代えて付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）15%以上減少でも可
認定支援機関要件	事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、事業再構築に取り組む。
事業計画の適格性	補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加の達成

- 通常枠・・・補助額：100万円～従業員数に応じて8,000万円／補助率：中小2/3、中堅1/2
- その他枠・・・その他の事業類型や詳細は公募要領等をご確認ください。

対象	建物、機械装置、技術導入、外注、広告宣伝、販売促進、研修等の経費
対象外	補助企業従業員人件費、不動産・株式・公道走行車両・汎用品の購入費

詳しくは中小企業庁事業再構築補助金ホームページで▶



《小規模事業者持続化補助金について》～販路開拓等を支援～ 公募締切：R4/2/9(金) ※次回2月下旬

☆持続化補助金とは➡経営を見直し、持続的経営に向け経営計画を作成し販路開拓や生産性向上の取組を支援

【補助対象者】商工会地区で事業を営む小規模事業者で、以下の全ての要件を満たす方

- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接的に100%株式保有されていないこと
- ②直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
- ③本補助金受付締切日前10か月以内に、持続化補助金（一般型、低感染リスク型ビジネス枠）で採択されていない

類型	補助率	補助上限	類型	補助率	補助上限
通常枠	2/3	50万円	後継者支援枠	2/3	200万円
賃金引上げ枠	2/3（赤字3/4）	200万円	創業枠	2/3	200万円
卒業枠	2/3	200万円	インボイス枠	2/3	100万円

【補助の対象となる経費】機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出店費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、設備処分費、委託・外注費

詳しくは島根県商工会連合会小規模事業者持続化補助金ホームページで▶



★★★ 補助金等に関するお問合せ、経営に関するご相談は隠岐の島町商工会までご連絡ください ★★★



地域の活性化のため頑張ります！

いしします。

今後、巡回等でお会いする機会があると思いますので、その際にはどうぞよろしくお願

役を立てるご支援ができればと思います。

☆新任経営指導員から皆様へあいさつ

本年十月に商工会職員として採用され、隠岐の島町商工会の経営指導員として配属となりました。池添 功男（いけぞえ いさお）と申します。

経営指導員として、まだまだ不慣れではありますが、いち早く専門的知識・スキル等を身に付け、会員の皆様のお考えやご要望をよくお聞きする中で、お役に立てるご支援ができればと思います。

隠岐の島町宿泊業・飲食業等事業継続支援特別給付金について

本年4月からの町内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び島根県からの飲食店利用制限の要請等により、売上が減少している町内の宿泊業・飲食業等の事業継続を支援し雇用の維持を図ることを目的として、隠岐の島町独自の支援策を下記のとおり実施します。

I 給付対象者の要件

- ① **対象業種**…町内に主たる事業所又は住所を有する中小企業者等で、次の業種を営んでいる者。
宿泊業、飲食業、卸売業、小売業、食品製造業、交通関連業、観光関連業
- ② **売上要件**（直近期の総売上高が、その前期または前々期の決算期と比較して減少しており、かつ次の(1)(2)のいずれかに該当する事業者）
 (1) 令和4年4月～8月の何れかの月間売上が、令和元年～令和3年の同月比で**30%以上**減少していること。
 (2) 令和4年4月～8月の任意の連続する3か月の売上合計が、令和元年～令和3年同期の売上と比べて**20%以上**減少していること。
- ③ **事業継続の意思があり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策をした営業を行う必要があります。**
- ④ **町税を滞納していない者。**
- ⑤ **直近期または直近1年の売上高が50万円以上であること。**

II 給付金額

- ① 前々期の年間売上高（基本的には令和元年の年間売上）に対して、給付率（10%）で算出した給付金額。

【算出方法】 年間売上×10% 【給付額】 上限額200万円 ※年間売上2,000万円以上は上限額を適用

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

お申込みに関するお問い合わせは、「隠岐の島町役場商工観光課」又は「商工会経営支援課」までお願いいたします。

新型コロナウイルス感染による給付金請求について

- ・商工貯蓄共済「医療保障特約型」
 - ・福祉共済「病気・がん」
 - ・休業補償保険制度
- にご加入の会員の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては
 入院給付金等のお支払い対象になりますので
 商工会までご連絡くださいますようお願いいたします

※令和4年9月26日以降、お支払い対象は
 「重症化リスクの高い方」に限定されます

重症化 リスクの 高い方	・65歳以上の方
	・入院を要する方
	・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または 新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
	・妊婦（妊娠されている方）

インボイス制度・電子帳簿保存法セミナーのご案内

◇「インボイス制度」…消費税課税事業者じゃないけど、該当するの？登録事業者にならないといけないの？

◇「電子帳簿保存法」…どうすればいいの？しないとどうなるの？
 来年10月から始まる「インボイス制度」と、今年改正された「電子帳簿保存法」について、下記のとおりセミナーを開催します。分かりやすくポイントを説明しますので、お気軽にご参加ください。

- ① とき 令和4年12月2日(金) 13時30分～15時10分
 - ② 場所 隠岐の島町ふれあいセンター 2階会議室
 - ③ 講師 中川和也税理士事務所(出雲市)所長 中川和也 税理士
- お申込み、詳しい内容については、同封のチラシをご覧ください

事業承継・事業引継ぎのお手伝い 島根県事業承継・引継ぎ支援センター

親族内承継・第三者承継を中心に事業承継に向けての課題の整理、事業承継計画の作成、課題整理マッチング支援及び、事業承継に伴う経営者保証の解除支援を行います。

松江市母衣町 55-4 (松江商工会議所ビル 6F)

Tel : 0852-33-7501 Fax : 0852-61-1171

URL : <https://smn-hktg.com>

※当センターは、中国経済産業局委託事業です。

事業承継相談窓口

秘密厳守
**相談
 無料**

島根県事業承継支援体制整備事業
 島根県事業承継・引継ぎ支援センター

隠岐地域担当エリアコーディネーター(事業承継推進員) 駐在

隠岐の島町
 商工会内



隠岐の島町事業承継推進協議会 ▶ 事務局(商工会) ☎ **08512-2-1157**

構成機関
 (名称)

島根県事業承継・引継ぎ支援センター／島根県中小企業課経営力強化支援室／隠岐支庁県民局地域振興課／
 (株)山陰合同銀行西郷支店／(株)島根銀行西郷支店／隠岐の島町商工観光課商工労働係／隠岐の島町商工会